

別表第4（第12条関係）

種別	単位			金額
富山県岩瀬プレジャー ボート係留場棧橋使用 料	長さ5メートル未満の船舶	月額	1隻につき	10,900円
	長さ5メートル以上6メートル未満の船舶	月額	1隻につき	11,990円
	長さ6メートル以上7メートル未満の船舶	月額	1隻につき	13,080円
	長さ7メートル以上8メートル未満の船舶	月額	1隻につき	14,170円
	長さ8メートル以上の船舶	月額	1隻につき	15,260円

## 備考

- 1 使用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 2 県外に住所を有する者が使用する場合の使用料の額は、金額の欄に掲げる使用料の額に当該使用料の額の100分の50に相当する額を加算した額とする。